

○国土交通省告示第千百九十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）を実施するため、昭和四十七年建設省告示第三百五十号（建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十二月二十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

昭和四十七年建設省告示第三百五十号の一部を改正する告示

昭和四十七年建設省告示第三百五十号（建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容）の一部を次のように改正する。

表とび・土工・コンクリート工事の項中「工作物の解体」を削る。

表管工事の項中「冷暖房」の下に「冷凍冷蔵」を加える。

表は装工事の項中「ほ装工事」を「舗装工事」に、「ほ装する工事」を「舗装する工事」に改める。
表に次のように加える。

解体工事

工作物の解体を行う工事

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、表とび・土工・コンクリート工事の項の改正規定及び表に次のように加える改正規定は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容の一部を改正する告示案 新旧対照表
 建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容 (昭和四十七年建設省告示第三百五十号)

(傍線の部分は改正部分)

改正後

改正前

改正後				改正前			
建設工事の種類	建設工事の内容	(略)	とび・土工・コンクリート工事	建設工事の種類	建設工事の内容	(略)	とび・土工・コンクリート工事
(略)	(略)	(略)	足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工 ロ～ホ (略)	(略)	(略)	(略)	足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工 ロ～ホ (略)
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	(略)		管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	(略)	

舗装工事	(略)	(略)	清掃施設工事	解体工事
道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	(略)	(略)	(略)	工作物の解体を行う工事

ほ装工事	(略)	清掃施設工事	(略)
道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等によりほ装する工事	(略)	(略)	(略)